

# 国保連合会だより



NO. 2020-歯-2  
 令和 2年 8月18日  
 静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL (054) 253-5581  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎ 電子レセプトに係るレセプト電算処理システム用コードの使用及び診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項について

電子レセプトによる請求の場合、診療報酬請求書等の記載要領の別表 I 「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年 10 月診療分以降、該当コードにより請求をお願いします。

なお、令和2年度の改定により「摘要」欄に記載する事項及び「レセプト電算処理システム用コード」が大幅に増加しておりますので、必ず御確認いただき記載漏れ等に御注意ください。

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科） < 一部抜粋 >

区分	診療行為等名称等	記載事項	レセプト電算処理システムコード	左記コードによるレセプト表示文言
C000	歯科訪問診療料	訪問診療を行った日付、実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名（記載例：自宅、〇〇マンション、介護老人保健施設××苑）及び患者の状態を記載すること。 なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第2部 C000 歯科訪問診療料の(5)又は(7)に該当し、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2を所定点数により算定した場合はその理由を記載すること。	算定日情報	(算定日)
			851100022	訪問診療開始時刻
			851100023	訪問診療終了時刻
			830100348	訪問診療訪問先名； *****
			830100349	訪問診療患者の状態； *****
			820100380	(5)イ 容体が急変し、やむを得ず治療中断
			820100381	(5)ロ 著しく歯科診療が困難な者又は要介護3以上に準じる場合
820100382	(7) 容体が急変し、やむを得ず治療中断			